

(会計年度所属区分)

第48条 収入の会計所属年度は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度。
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄附金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度。
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは、納入告知書を発した日の属する年度。
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度。

2 支出の会計所属年度は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする）がその請求を受理した日の属する年度。
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについては、その給付を決定した日の属する年度。
- (3) 給料、旅費及び手数料の類は、その支払うべき事実の生じた時の属する年度。
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類は、その支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度。
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類、並びに補助金の類は、これらの契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定、又は契約により支払期日の定めのあるものは、その支払期日の属する年度。
- (6) 前各号に該当しないものは、支払いを決定した日の属する年度。

(附則)

1. 第57条の規約を第48条に変更し、また条文の一部を変更し、認可の日から施行し、平成15年4月1日から適用とする。
2. 平成19年2月16日 組合会の議決をもって条文の一部を変更する。
この規約変更は認可の日から施行し、適用する。